

令和 7 年度

八王子市公共施設自動販売機設置事業者募集事務要領

市民部 八王子駅南口総合事務所
電話 042-620-1150

目 次

	ページ
1. 趣旨	1
2. 募集物件	1
3. 物件の貸付面積・貸付料	1
4. 応募資格要件	1
5. 契約上の条件	2
6. 応募申込手続	3
7. 応募者の資格審査とその結果通知	4
8. 募集事務要領に関する質問の受付及び回答	4
9. 入札及び審査、開札	4
10. 契約の手続き	5
11. 設置業者の決定の取消	5
12. 貸付料、電気料及び売上分配金の納付	6
設置までの進め方	7
応募申込書（第1号様式）	8
誓約書（第2号様式）	9
質問書（第3号様式）	10
入札書（第4号様式）	11
委任状（第5号様式）	12
自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する契約書（案）	13
案内図・配置図・施設状況等	19

自動販売機設置事業者募集事務要領

1. 趣旨

本市市有財産の有効活用を推進するため、公共施設での自動販売機設置事業者を募集します。本貸付けは、清涼飲料水の自動販売機の設置及び運営ができる事業者を制限付一般競争入札により決定し、借受人との間に八王子市公共施設内自動販売機設置場所の定期賃貸借契約を締結するものです。

2. 募集物件

所在地	設置する場所	計	最低売上 分配金率
八王子市子安町四丁目7番1号	サザンスカイタワー八王子 4階八王子市役所八王子駅 南口総合事務所内（12番 窓口待合スペース付近）	1台 (※)	20%

※本募集は事務所出入口付近に設置しているものとは別に新たに設置するものです。

3. 物件の貸付面積・貸付料

貸付面積 : 1.75 m²

貸付料 : 47,379 円（年度額）

※令和7年度(2025年度)分 15,706 円

令和12年度(2030年度)分 31,673 円

※入札前に、現地を必ず確認してください。

所在地、設置する施設については、別紙「案内図」「配置図」「施設状況等」を参考にしてください。

4. 応募資格要件

- (1) 自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有し、かつ、高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可を受けていること。
- (2) (1)のほか、法令等の規定により販売について許認可等を必要とする場合には、その許認可等を受けていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当していないこと。
- (4) 令和7年(2025年)8月6日の時点において、八王子市から指名停止措置又は八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (5) 国税、八王子市税の未納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当しないこと。

5. 契約上の条件

(1) 賃貸借契約の内容

本件貸付契約は地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づく貸付（定期賃貸借契約）です。

(2) 貸付期間

令和 7 年(2025 年)12 月 1 日から令和 12 年(2030 年)11 月 30 日まで

(3) 設置費用

自動販売機及び飲料容器等の回収容器の設置・運営に伴う工事費用、光熱水費等の費用は借受人の負担とします。

支払方法等は、P.13「自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する契約書（案）」を参照してください。

(4) 自動販売機の仕様・販売品等について

- ① 自動販売機の形状、塗装等は、公共施設の利用者に不快感を与えないものとする。
- ② ユニバーサルデザイン型（バリアフリータイプ）のものを設置すること。
- ③ 省電力やノンフロン対応など環境負荷を低減した自動販売機の設置に努めること。
- ④ 施設管理者の指示に従い速やかに指定の位置に自動販売機及び飲料容器等の回収容器を設置し、設置後は、完了した旨を当該施設管理者に報告すること。
- ⑤ 自動販売機及び飲料容器等の回収容器の設置にあたっては、施設の躯体に負担のかからない方法により、転倒防止などの安全に十分配慮すること。
- ⑥ 電気工事を必要とするときは、施設管理者の指示に従って行い、工事完了後は、完了した旨を当該施設管理者に報告し、検査を受けること。
- ⑦ 自動販売機（電源確保のため工事した電気設備を含む。）は、施設管理者の日常の管理責任の範囲にあると解さないこと。
- ⑧ 販売品は、清涼飲料水（酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）第 2 条による酒類又はその類似品を除く。）とすること。
- ⑨ 販売品の維持管理及び補充は、借受人の責任において行うこと。
- ⑩ 関係法令を遵守し、賞味期限の管理等、販売品の衛生管理対策の徹底を図ること。
- ⑪ 販売品をメーカー希望小売価格よりも廉価で販売する場合には、施設管理者と協議すること。
- ⑫ 故障、トラブル等が発生した場合の緊急連絡先を自動販売機に明示しておくこと。
- ⑬ 自動販売機の売上げの一部が、八王子市の事業へ使用されていることを自動販売機の前面に明記すること。明記する文案は下記のとおり。
「この自動販売機の売上の一部は、八王子市の財源として、福祉や子育てなど幅広い事業に使われています。」
- ⑭ 災害などの緊急時に、飲料を取り出し、周辺の方に無償で提供できる機能を搭載すること。
- ⑮ 現金のほか、キャッシュレス決済機能を搭載すること。

- ⑯ 新日本銀行券および新硬貨が発行された場合は、すみやかに識別装置を交換する、もしくは識別可能な自動販売機に交換すること。
- ⑰ 付帯する自動体外式除細動器（以下「AED」という。）は、自動販売機に搭載されているもの又は自動販売機と独立しているもの、いずれも可能とする。
- ⑱ AEDは無償貸与とし、関連する消耗品は無償提供すること。

P.13「自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する契約書（案）」も参照してください。

6. 応募申込手続

(1) 申込受付期間

令和7年(2025年)8月6日から令和7年(2025年)8月29日まで
午前10時から午後5時まで
(土、日曜日、祝日は受付を行いません。)

(2) 申込受付場所

八王子市役所八王子駅南口総合事務所
(八王子市子安町四丁目7番1号サザンスカイタワー八王子4階)

(3) 申込みに必要な書類

- ① 応募申込書（第1号様式）
- ② 誓約書（第2号様式）
- ③ 商業登記簿（履歴事項全部証明書）
- ④ 代表者の印鑑証明書
- ⑤ 国税の納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用）を提出すること。
- ⑥ 八王子市税の納税証明書（八王子市内に本社又は事業所がある法人の場合）
 - ア 八王子市法人市民税
申込み時点において終了している事業年度のうち直近2年度分の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること（未納がないこと）。
 - イ 固定資産税（償却資産含む）
令和5年度(2023年度)及び令和6年度(2024年度)の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること（未納がないこと）。
- ⑦ 財務諸表（写し・直前決算2年間分）
損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書を提出すること。
- ⑧ 4. 応募資格要件（1）が分かる資料
(ただし、高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可を受けていること分かる資料は写しでも可とする。)
- ⑨ 支店又は事業所等で申し込み、契約を行う場合は本社との関係が分かる資料

(4) 入札保証金

なし

7. 応募者の資格審査とその結果通知

審査のうえ、不適格であれば令和 7 年(2025 年)9 月 2 日までに電話で連絡し、後日応募申込書等と添付書類を返却します。

8. 募集事務要領に関する質問の受付及び回答

募集事務要領について不明な点がある場合は、質問書（第 3 号様式）を使用してください。次のとおり受付して回答します。

(1) 質問受付期間、受付場所及び提出方法

令和 7 年(2025 年)8 月 6 日から令和 7 年(2025 年)8 月 22 日正午までに、メールで提出してください。

(2) 回答方法

質問内容及び回答をまとめ、文書で回答を作成し、令和 7 年(2025 年)8 月 26 日正午までに市ホームページに公開します。

9. 入札及び審査、開札

(1) 日時

① 集合日時

令和 7 年(2025 年)9 月 3 日（水）午前 10 時 50 分（時間厳守）

② 入札開始時刻

午前 11 時 00 分

③ 会場

八王子市役所八王子駅南口総合事務所会議室

（八王子市子安町四丁目 7 番 1 号サザンスカイタワー八王子 4 階）

④ 開札時刻

入札締切後、即時開札

(2) 持参するもの

① 入札書（第 4 号様式）（1 枚）を入札用封筒（長形 3 号）に入れて持参してください。

② 申込者（代表者等）ではなく、代理人（担当者等）が入札する場合、委任状（第 5 号様式）が必要となります。

③ 本人確認ができるもの（社員証、自動車免許証など）

(3) 入札書の記入について

入札書は、売上分配金率等を記入したうえで、当日持参してください。

売上分配金率とは、売上分配金を算出するために売上金額に乗じる一定の率のことです。

① 売上分配金率記入欄

入札書へ売上分配金率を、アラビア数字（0，1，2，3・・・）を使用し、記入してください。

小数点以下は記入しないでください。

入札書の売上分配金率の訂正はできません。

売上分配金率以外の訂正、挿入、削除した個所には申込者の印（代理人の場合は代理人の印）を押してください。

② 住所・氏名欄

法人の所在地・名称・代表者氏名（代理人の場合は代理人名）を記入のうえ、
代表者印（代理人の場合は代理人の印）押印すること。

(4) 入札の無効について

次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効となります。

- ① 市の指定した最低売上分配金率未満の売上分配金率を入札したとき。
- ② 少数点以下の売上分配金率を記入したとき。
- ③ 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- ④ 入札者が同一の入札に2以上の売上分配金率を記入し、入札をしたとき。
- ⑤ 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札をしたとき。
- ⑥ 入札者が連合して入札したとき。その他、入札に際して不正の行為があったとき。
- ⑦ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- ⑧ 入札書の売上分配金率が訂正してあるとき。
- ⑨ 入札書の売上分配金率以外の記載事項を訂正、挿入、又は削除した場合に、その箇所に押印のないとき。
- ⑩ その他この自動販売機設置事業者募集事務要領において無効とするもの。

(5) 落札者の決定について

- ① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された売上分配金率が市の定める最低入札売上分配金率以上で、最も高い売上分配金率をもって入札した者を落札者とします。
- ② 落札となるべき売上分配金率の入札をした者が、同率で2者以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合、入札者はくじ引きを辞退することはできません。
- ③ 落札決定者（設置予定者）はその権利を他者に譲ることはできません。
- ④ 開札した場合に落札者があるときは、その者の名称及び売上分配金率を、落札者がいないときは、その旨を開札に立ち会った入札者全員に知らせます。
- ⑤ 設置者を決定したときは、その者の名称及び売上分配金率を、決定しないときはその旨を公表します。

10. 契約の手続き

落札者は、令和7年(2025年)10月1日までに八王子市と本件契約を締結していただきます。「自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する契約書（案）」は別紙のとおりです。また、本契約に添付する収入印紙及び本契約締結に関して必要な費用は借受人（落札者）の負担となります。

11. 設置業者の決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、設置業者としての決定を取消します。

- (1) 正当な理由なく指定する期日までに契約の手続きに応じなかった場合
- (2) 契約締結までの間に借受人が応募者の資格を失った場合

12. 貸付料、電気料及び売上分配金の納付

(1) 貸付料

47,379 円／年度額とする。ただし、契約開始年度の貸付料は 15,706 円とし令和 7 年(2025 年)10 月 15 日までに、貸付最終年度は、31,673 円を市が発行する納入通知書で支払うものとする。また、契約開始年度以降の貸付料は、毎年度 4 月 30 日までに市が発行する納入通知書で支払うものとする。

(2) 電気料

自動販売機に係る電気料について、施設管理者が月を単位として発行する納入通知書により、施設管理者が算出する額を指定する日までに納入してください。なお、設置事業者は、電気料を算定するための子メーター（計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく検定証印又は基準適合証印（以下「検定証印等」といいます。）が付され、検定証印等の有効期間が経過していないものとし、ます。）を自らの負担で設置してください。

電気料の算出方法

電気料（月額（円未満切捨て）消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）
＝施設全体の電気料（月額（円未満切捨て）消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）÷施設全体の月間消費電力量×当該子メーターの表示する月間消費電力量

(3) 売上分配金

売上分配金については、自動販売機の月の売上げを翌月の 10 日までに市に報告してください。市が報告された自動販売機の月の売上げに売上分配金率を乗じて月額を算出し借受人（落札者）に通知します。売上分配金の納入通知書に記載してある納入期限までに納入してください。

別紙「自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する契約書（案）」も参照してください。

問合せ先

八王子市 市民部八王子駅南口総合事務所

電話 042-620-1150 E-mail b062900@city.hachioji.tokyo.jp

設置までの進め方

募集事務要領の配布（令和 7 年(2025 年)8 月 6 日）

- ・ 八王子市役所八王子駅南口総合事務所で配布します。
- ・ 市ホームページに掲載します。



応募申込書の受付開始（令和 7 年(2025 年)8 月 6 日）

- ・ 八王子市役所八王子駅南口総合事務所で受付します。
- ・ 質問書も受付します。



質問書の提出期限（令和 7 年(2025 年)8 月 22 日正午）

- ・ 質問を取りまとめ、回答を作成して、令和 7 年(2025 年)8 月 26 日正午までに市ホームページに公開します。

応募申込の提出期限（令和 7 年(2025 年)8 月 29 日 17 時）

- ・ 審査のうえ、不適格であれば理由を示して返却します。



入札（令和 7 年(2025 年)9 月 3 日）

- ・ 八王子市役所八王子駅南口総合事務所会議室で行います。
- ・ 落札者を決定します。



契約（令和 7 年(2025 年)10 月 1 日まで）

契約書を作成して契約を行います。



入金確認（令和 7 年(2025 年)10 月 15 日まで）

貸付料（令和 7 年度分）の入金を確認します。



自動販売機の設置（令和 7 年(2025 年)12 月 1 日）



売上分配金の納付

毎月の売上額を翌月の 10 日までに報告、市が指定する日までに納入してください。

第1号様式
受付番号

応 募 申 込 書

令和 年 月 日

八王子市長
初宿 和夫 殿

八王子市公共施設自動販売機設置事業者募集に応募したいので、必要書類を添えて申し込みます。なお、落札決定後は参加者の売上分配金率及び落札者の法人を公開することに同意します。

1. 申込者

所在地（住所）

（〒 — ）

名称及び代表者氏名（氏名）

印

電話番号

担当者氏名

メールアドレス

2. 添付書類

八王子市公共施設自動販売機設置事業者募集事務要領の3ページ6. 応募申込手続（3）
申込みに必要な書類に記載されている必要書類を添付

第2号様式
受付番号

誓約書

令和 年 月 日

八王子市長
初宿 和夫 殿

申込者
所在地（住所）
（〒 — ）

電話番号

名称及び代表者氏名（氏名）

印

八王子市公共施設自動販売機設置事業者募集の応募申し込みにあたり、次に掲げる事項に相違ないことを誓約します。

1. 自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有し、かつ、高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可を受けていること。
2. 法令等の規定により販売について許認可等を必要とする場合には、その許認可等を受けていること。
3. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当していないこと。
4. 令和7年(2025年)8月6日の時点において、八王子市から指名停止措置又は八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
5. 国税、八王子市税の未納がないこと。
6. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
7. この要領に基づく募集において、借受人決定後又は契約後に正当な理由なく辞退し、又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。

第3号様式

質 問 書

令和 年 月 日

八王子市長
初宿 和夫 殿

所在地（住所）
（〒 ー ）

名称及び代表者氏名（氏名）

担当者名

所属部署

電話番号
メールアドレス

八王子市公共施設自動販売機設置事業者募集の応募申し込みの検討資料とするため、次の点について質問します。

質問内容

--

第4号様式

入札書

令和 年 月 日

八王子市長
初宿 和夫 殿

一般競争入札による市有財産（公共施設内自動販売機設置場所）貸付けについて、自動販売機設置業者募集事務要領及び自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する契約書（案）を承諾のうえ、入札します。

所在地（住所）
（〒 — ）

名称及び代表者氏名（氏名）

印

上記代理人
所在地（住所）
（〒 — ）

名称及び代表者氏名（氏名）

印

売上分配金率	整数表記のこと
パーセント	

（注意事項）

1. 売上分配金率は、20 パーセント以上とし、整数で記入すること。
2. 入札書は、封筒（長形3号）に入れ提出してください。
3. 代理人が入札するときは必ず委任状を持参し、委任者の住所（所在地）氏名（名称）・代表者氏名を記入、押印するとともに、代理人の住所氏名を記入、押印をして入札してください。

第5号様式

委任状

令和 年 月 日

八王子市長
初宿 和夫 殿

(委任者)

所在地(住所)

(〒 —)

名称及び代表者氏名(氏名)

印

電話番号

次の者を代理人と定め、貴市における自動販売機設置事業者募集事業の入札に関する一切の権限を委任します。

(受任者)

所在地(住所)

(〒 —)

名称及び代表者氏名(氏名)

印

電話番号

※申込者(代表者等)ではなく、代理人(担当者等)が入札する場合、本委任状が必要となります。

自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する契約書(案)

賃貸人 八王子市、賃借人 の間において、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 38 条の規定に従い次の条項により定期建物賃貸借契約を締結する。

（貸付物件）

第 1 条 貸付物件は次のとおりとする。

施設名	八王子市役所八王子駅南口総合事務所
所在地	八王子市子安町四丁目 7 番 1 号
貸付場所	八王子市役所八王子駅南口総合事務所内（12 番窓口待合スペース付近）
面積	1.75 m ²

（用途の指定等）

第 2 条 賃借人は、自ら貸付物件に自動体外式除細動器（以下「AED」という。）付自動販売機若しくは自動販売機及び独立した AED を設置し、営業、運営する事業（以下「自動販売機設置運営事業」という。）を行わなければならない。

2 賃借人は、貸付物件を前項の用途（以下「指定用途」という。）以外に使用してはならない。

3 賃借人は、指定用途に供するに当たっては、八王子市公共施設自動販売機設置事業者募集事務要領の内容を順守しなければならない。

（貸付期間）

第 3 条 貸付期間は、令和 7 年(2025 年)12 月 1 日から令和 12 年(2030 年)11 月 30 日までとする。

2 前項の貸付期間満了時において、契約の更新は行わず、貸付期間の延長も行わないものとする。

（賃貸借終了の通知）

第 4 条 賃貸人は、第 3 条に規定する期間満了の 1 年前から 6 か月前までの間に、賃借人に対し、期間の満了により賃貸借契約が終了する旨を書面によって通知するものとする。

2 賃貸人は、前項に規定する通知をしなければ、期間満了による賃貸借の終了を賃借人に対し主張することができない。ただし、賃貸人が通知期間の経過後、賃借人に対し、期間の満了により賃貸借契約が終了する旨の通知をした場合は、その通知の日から 6 か月を経過した日に賃貸借契約は終了する。

（貸付料）

第 5 条 賃借人の支払うべき貸付料は、年度額 47,379 円（消費税を含む。）とする。ただし、令和 7 年度(2025 年度)は 15,706 円とし、令和 12 年度(2030 年度)は 31,673 円とする。

2 賃借人は、契約開始年度の貸付料を令和 7 年(2025 年)10 月 15 日までに賃貸人の発行する納入通知書で支払うものとする。また、契約開始年度以降の貸付料は、毎年度 4 月

30 日までに賃貸人の発行する納入通知書で支払うものとする。

- 3 既納の貸付料は還付をしない。ただし、特別の必要があると賃貸人が認めるときは、賃貸人は、その全部又は一部を返還することが出来る。

(売上分配金)

第 6 条 賃借人の支払うべき分配金は、月の売上額に % を乗じて得る額とする。(1 円未満の端数が生じた場合には切捨てとする。)

2 賃借人は、月の売上額を翌月の 10 日までに賃貸人に報告しなければならない。

3 賃貸人は、前項の報告を受け、売上分配金を算出し納入通知書を発行しなければならない。

4 賃借人は、売上分配金の納入通知書に記載してある納期限までに支払わなければならない。

(貸付物件の使用方法)

第 7 条 賃借人は、自動販売機設置運営事業に必要な設置費、維持管理費その他費用を自ら負担し、次の各号に定める事項を遵守して貸付物件を使用しなければならない。

(1) 自動販売機及び飲料容器等の回収容器の設置

ア 自動販売機及び飲料容器等の回収容器等が、使用可能な状態で常時設置されていること。

イ 自動販売機の形状、塗装等は、公共施設の利用者に不快感を与えないものとする。

ウ 省電力やノンフロン対応など環境負荷を低減した自動販売機の設置に努めること。

エ 第 3 条の貸付期間の開始後、賃貸人の指示に従い速やかに指定の位置に自動販売機及び飲料容器等の回収容器を設置し、設置後は、完了した旨を賃貸人に報告すること。

オ 自動販売機及び飲料容器等の回収容器の設置にあたっては、施設の躯体に負担のかからない方法により、転倒防止などの安全に十分配慮すること。

カ 電気工事を必要とするときは、賃貸人の指示に従って行い、工事完了後は、完了した旨を賃貸人に報告し、検査を受けること。

キ 自動販売機（電源確保のため工事した電気設備を含む。）は、賃貸人の日常の管理責任の範囲にあると解さないこと。

ク エの報告後、賃貸人が確認を行い、施設管理上支障があると認められる場合には、指示に従い速やかに是正すること。

ケ 故障、トラブル等が発生した場合の緊急連絡先を自動販売機に明示しておくこと。

コ 自動販売機の売上げの一部が、八王子市の事業へ使用されていることを自動販売機の前面に明記すること。

(2) 自動販売機搭載機能

ア 現金のほか、キャッシュレス決済機能を搭載すること。

イ 新日本銀行券および新硬貨が発行された場合は、すみやかに識別装置を交換もしくは識別可能な自動販売機に交換すること。

- ウ ユニバーサルデザイン型（バリアフリータイプ）のものを設置すること。
- エ 災害などの緊急時に、飲料を取り出し、市民に無償で提供できる機能を搭載すること。

(3) 自動販売機の販売品

- ア 販売品は清涼飲料水とすること。
- イ 販売品の維持管理及び補充は、賃借人の責任において行うこと。
- ウ 関係法令を遵守し、賞味期限の管理等、販売品の衛生管理対策の徹底を図ること。

(4) 自動販売機の販売品の売価

メーカー希望小売価格より廉価で販売する場合には賃貸人と協議すること。

(5) 販売品の補充の搬入及び飲料容器等の回収

- ア 販売品の補充のための搬入及び飲料容器等の回収の頻度、方法、時間帯等については、賃貸人の指示に従うこと。
- イ 賃貸人の指示に従い、プラスチック、アルミ、スチールの容器等を分別回収し、適正に処分すること。

(6) 付帯するAED

- ア 自動販売機に搭載されているもの又は自動販売機と独立しているもの、いずれも可能とする。
- イ AEDは無償貸与とし、関連する消耗品は無償提供すること。
- ウ AEDの消耗品を使用した場合は、無償で交換すること。

(自動販売機に係る電気料)

第8条 賃借人は、自動販売機に係る電気料について賃貸人が月を単位として発行する納入通知書により、次に定めるところにより算出する額を当該納入通知書で指定する日までに賃貸人に納入しなければならない。

なお、賃借人は、電気料を算定するための子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検定証印又は基準適合証印（以下「検定証印等」。）が付され、検定証印等の有効期間が経過していないもの。）を賃借人の負担で設置しなければならない。

電気料の算出方法

電気料（月額（円未満切捨て）消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）
＝施設全体の電気料（月額（円未満切捨て）消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）÷施設全体の月間消費電力量×当該子メーターの表示する月間消費電力量

(貸付物件の引渡し)

第9条 賃貸人は、貸付期間の初日に、現況有姿の状態で賃借人に引き渡す。

2 前項の引渡しは、賃貸人の立会のうえで行うものとする。

(瑕疵担保責任)

第10条 賃借人は、本契約の締結後、貸付物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても貸付料の減免、損害賠償その他の請求をすることができない。

(禁止事項)

第11条 賃借人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸付物件を指定用途以外の用途に供すること。
- (2) 自動販売機に酒税法（昭和28年法律第6号）第2条による酒類又はその類似品を入れること。
- (3) 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。
- (4) 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。
- (5) 貸付物件に工作物を設置すること。

(修繕義務)

第12条 賃借人の責めに帰する事由以外の事由により貸付物件の修繕を要するときは、賃貸人及び賃借人が協議してその経費の負担を決定するものとする。

(滅失又は棄損の通知)

第13条 賃借人は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は棄損した場合には、直ちに賃貸人にその状況を通知しなければならない。

(滅失又は棄損の原状回復)

第14条 賃借人は、その責に帰する事由により貸付物件を滅失し、又は棄損したときは、賃借人の負担において現状に回復しなければならない。

- 2 賃貸人が賃借人に代わって原状に回復したときは、当該滅失し、又は棄損したことによる損害に相当する金額その他費用等を損害賠償として賃貸人に支払わなければならない。

(保全義務)

第15条 賃借人は、善良なる管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全（賃貸人及び賃貸人が協議して定める事項を除く。）に努めなければならない。

- 2 賃借人は、前項の注意を怠る等その責に帰する事由によって第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責めを負うものとし、賃貸人が賃借人に代わってその賠償の責めを果たした場合には、賃貸人は賃借人に求償することができる。

(第三者への損害賠償の義務)

第16条 賃借人は、設置した自動販売機の倒壊、販売した飲料による食中毒等により第三者に損害を与えたときは、賃貸人の責に帰すべき事由を除き、その賠償の責を負うものとする。

- 2 賃貸人が、賃借人に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、賃貸人は、賃借人に対して求償することができるものとする。

(商品等の盗難又は毀損)

第17条 賃貸人は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品、当該自動販売機内の売上金若しくは釣銭の盗難又は自動販売機若しくは当該自動販売機で販売する商品の毀損及び停電等による売り上げの減少等について、賃貸人の責に帰することが

明らかな場合を除き、その責を負わない。

(違約金)

- 第18条 賃借人は第11条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する義務に違反したときは、自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する契約書に規定する貸付料（年額）の3倍の額を違約金として賃貸人に払わなければならない。
- 2 本契約に定められている報告等を拒否した場合、直ちに是正を求め、貸付料年額と同額の違約金を徴収する。

(賃貸人による契約の解除権)

- 第19条 賃貸人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる。
- (1) 賃借人が納入期限後3か月以上貸付料の支払いを怠ったとき。
 - (2) 賃借人が第11条に規定する禁止事項に違反したとき。
 - (3) 賃借人が本契約に定める義務を履行しないとき。
 - (4) 賃借人が事業内容、資力、信用状態等の重要な事項に関して、虚偽があったとき。
 - (5) 賃借人が、破産、会社更生、民事再生、清算又は特別清算その他倒産法制上の手続きについて、賃借人の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者（賃借人の取締役を含む。）によって、その申立てがされたとき。
 - (6) 賃借人の発行する手形又は小切手が不渡りとなったとき。
 - (7) 賃貸人において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。
- 2 賃貸人が、解除権を行使したときは、賃借人の負担した契約の費用、賃借人の払った違約金及び貸付物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用を償還しない。
- 3 賃借人は、第1項による契約解除に伴い発生した損失について、賃貸人にその補償を請求することはできない。ただし、第1項第7号に該当する場合はこの限りではない。

(貸付物件の返還)

- 第20条 賃借人は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日までに、貸付物件を原状に回復して賃貸人に返還しなければならない。ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ貸付物件を使用することができることが明らかになったときは、当該貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができる。
- (1) 貸付期間の満了による場合 貸付期間の満了の日
 - (2) 前条の規定により賃貸人が本契約を解除する場合 賃貸人の指定する日
- 2 前項の返還は、賃貸人の立会いのうえで行うものとする。
- 3 賃貸人は、賃借人が第1項本文に規定する義務を履行しないときは、賃借人が設置する自動販売機を移設することができるものとする。賃貸人に移設費用が生じるときは、賃借人はその費用を賃貸人に支払わなければならない。

(損害賠償)

- 第21条 賃借人は、賃貸人の責めに帰する事由により自動販売機への電力の供給が停止され、販売に損害が生じたときは、賃貸人にその補償を請求できるものとする。

(有益費等の費用)

第22条 賃借人は貸付期間が満了した場合において、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があっても、これを賃貸人に請求することができない。

(契約の費用)

第23条 本契約の締結に要する費用は、賃借人の負担とする。

(住所等の変更の届出)

第24条 賃借人は、所在地、名称又は代表者に変更があったときは、速やかに賃貸人に届け出るものとする。

(自動販売機の利用者等への対応)

第25条 賃借人は、自動販売機設置運営事業により発生するトラブル、苦情等について一切の責任をもって解決する。

(自動販売機の機種変更)

第26条 賃借人が、第3条の貸付期間に自動販売機の機種を変更する場合は、予め賃貸人に申し出たうえで、賃貸人の承諾を受けなければならない。

(質疑の決定)

第27条 本件契約に関し疑義のあるとき、又は定めのない事項があるときは、賃貸人及び賃借人が協議のうえ、その内容を決定する。

(管轄裁判所)

第28条 賃貸人賃借人双方は、この契約に係る訴訟については、賃貸人の住所地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とすることに合意する。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、賃貸人及び賃借人各1通を所持する。

令和7年(2025年) 月 日

賃貸人 八王子市元本郷町三丁目24番1号
八王子市
八王子市長 初 宿 和 夫

賃借人

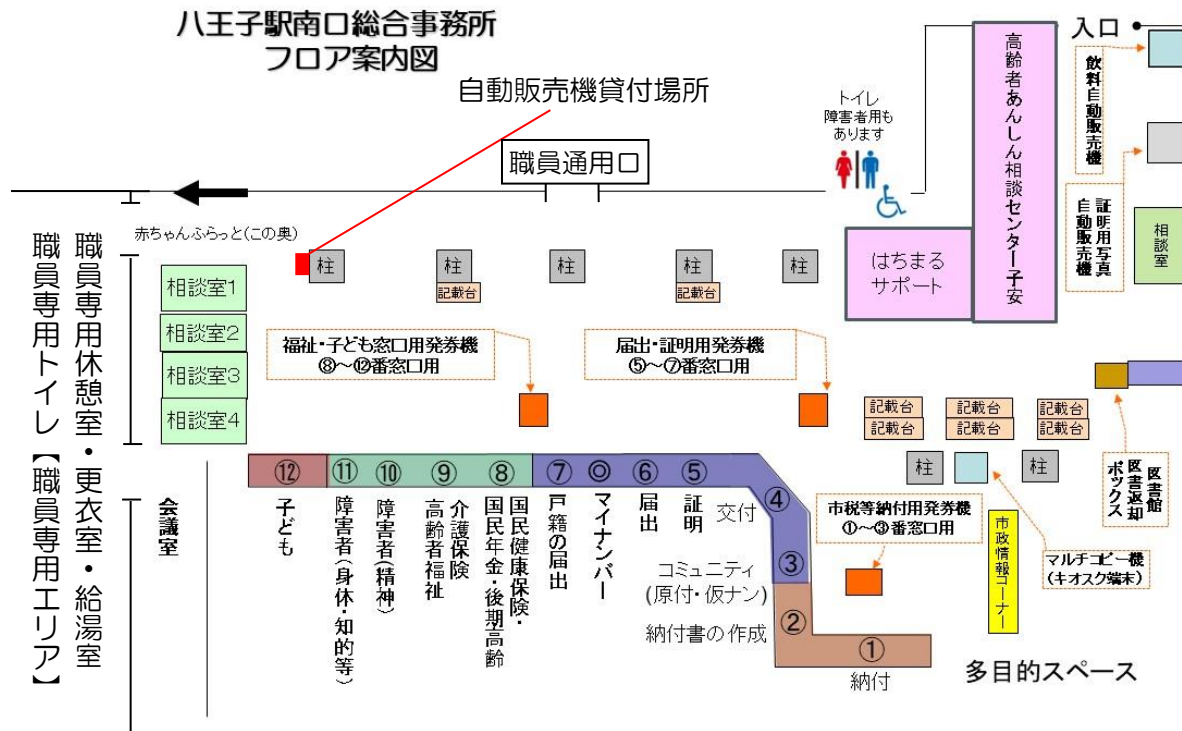
案内図

所在地：八王子市子安町四丁目7番1号 サザンスカイトワー八王子4階

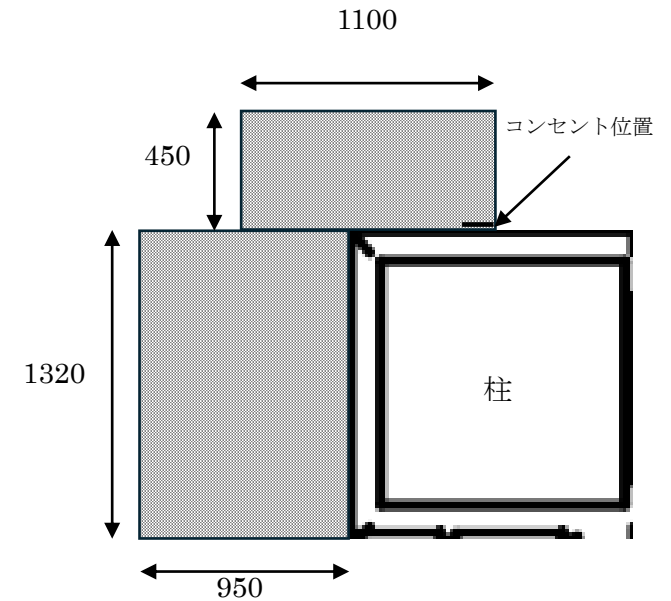


配置図

設置場所：八王子市役所八王子駅南口総合事務所内（12番窓口待合スペース付近）



自動販売機貸付場所平面図



施設状況等

1. 施設状況

- (1) 開庁時間は以下のとおりです。
月～金曜日（祝日を除く）10時00分～19時00分
日曜日 10時00分～17時00分
- (2) 当事務所の職員数はおよそ130人です。
- (3) 土曜日、祝日（日曜日を除く）、年末年始は閉庁日です。

2. 電源について

コンセントの位置は、自動販売機貸付平面図に記載しています。

3. 参考売上実績（令和6年度）

約7,500本※（事務所出入口付近に設置している自動販売機の実績）

※本募集は事務所出入口付近に設置しているものとは別に新たに設置するものです。

※ 配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地状況等については、必ずご自身で調査確認のうえ、お申込みください。なお、配置図と現地の状況が異なる場合は現況が優先されます。